

委員会提出議案第3号

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例の設
定について

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように設
定するものとする。

令和3年（2021年）6月2日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 坂口 福美

（提案理由）

オンラインを活用した委員会に係る特例措置を講じるため、
提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊中市議会委員会条例（昭和34年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>目次</p> <p>第1条～第14条 (省 略)</p> <p>第15条～第31条 (省 略)</p> <p>附則</p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第14条 (省 略)</p> <p><u>第14条の2 (開会方法の特例)</u></p> <p>第15条～第31条 (省 略)</p> <p>附則</p> <p><u>(開会方法の特例)</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。この場合において、委員長は、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認、自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員は、あらかじめ委員長の許可を得てオンラインにより委員会に出席することができる。</u></p> <p><u>3 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、豊中市議会会議規則に定めるもののほか、議長が別に定める。</u></p> <p>(秘密会)</p> <p>第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラ</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
2 (省略)	<u>インを活用した委員会については、この限りでない。</u> 2 (省略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。